

健康増進法案要綱

第一 制定の趣旨

我が国における急速な高齢化の進展及び疾病構造の変化に伴い、国民の健康の増進の重要性が著しく増大していることにかんがみ、国民の健康の増進の総合的な推進に関し基本的な事項を定めるとともに、国民の栄養の改善その他の国民の健康の増進を図るための措置を講じること。

第二 健康増進法の要点

一 目的

この法律は、我が国における急速な高齢化の進展及び疾病構造の変化に伴い、国民の健康の増進の重要性が著しく増大していることにかんがみ、国民の健康の増進の総合的な推進に関し基本的な事項を定めるとともに、国民の栄養の改善その他の国民の健康の増進を図るための措置を講じ、もって国民保健の向上を図ることを目的とすること。

(第一条関係)

二 国民の責務

国民は、健康な生活習慣の重要性に対する関心と理解を深め、生涯にわたって、自らの健康状態を自

覚するとともに、健康の増進に努めなければならないこと。

（第二条関係）

三 国及び地方公共団体の責務

国及び地方公共団体は、教育活動及び広報活動を通じた健康の増進に関する正しい知識の普及、健康の増進に関する情報の収集、整理、分析及び提供並びに研究の推進並びに健康の増進に係る人材の養成及び資質の向上を図るとともに、健康増進事業実施者その他の関係者に対し、必要な技術的援助を与えることに努めなければならないこと。

（第三条関係）

四 健康増進事業実施者の責務

健康増進事業実施者は、健康教育、健康相談その他国民の健康の増進のために必要な事業（以下「健康増進事業」という。）を積極的に推進するよう努めなければならないこと。

（第四条関係）

五 関係者の協力

国、都道府県、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、健康増進事業実施者、医療機関その他の関係者は、国民の健康の増進の総合的な推進を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならないこと。

（第五条関係）

六 定義

この法律において「健康増進事業実施者」とは、次に掲げる者をいうこと。

- 1 健康保険法の規定により健康増進事業を行う政府、健康保険組合又は健康保険組合連合会
- 2 船員保険法の規定により健康増進事業を行う政府
- 3 国民健康保険法の規定により健康増進事業を行う市町村、国民健康保険組合又は国民健康保険団体連合会
- 4 国家公務員共済組合法の規定により健康増進事業を行う国家公務員共済組合又は国家公務員共済組合連合会
- 5 地方公務員等共済組合法の規定により健康増進事業を行う地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会
- 6 私立学校教職員共済法の規定により健康増進事業を行う日本私立学校振興・共済事業団
- 7 学校保健法の規定により健康増進事業を行う者
- 8 母子保健法の規定により健康増進事業を行う市町村

9 労働安全衛生法の規定により健康増進事業を行う事業者

10 老人保健法の規定により健康増進事業を行う市町村

11 その他健康増進事業を行う者であつて、政令で定めるもの
(第六条関係)

七 基本方針、都道府県健康増進計画等及び健康診査の実施等に関する指針

1 厚生労働大臣は、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めるものとする。
(第七条関係)

2 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の住民の健康の増進の推進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県健康増進計画」という。)を定めるものとし、市町村は、基本方針及び都道府県健康増進計画を勘案して、当該市町村の住民の健康の増進の推進に関する施策についての計画を定めるよう努めるものとする。
(第八条関係)

3 厚生労働大臣は、生涯にわたる国民の健康の増進に向けた自主的な努力を促進するため、健康診査の実施及びその結果の通知、健康手帳(自らの健康管理のために必要な事項を記載する手帳をいう。

)の交付その他の措置に関し、健康増進事業実施者に対する健康診査の実施等に関する指針を定める

ものとする。

(第九条関係)

八 国民健康・栄養調査等

1 厚生労働大臣は、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基礎資料として、国民の身体状況、栄養摂取量及び生活習慣の状況を明らかにするため、国民健康・栄養調査を行うものとする。

(第十条関係)

2 国民健康・栄養調査の対象の選定は、毎年、厚生労働大臣が調査地区を定め、その地区内において都道府県知事が調査世帯を指定することによって行う。

(第十一条関係)

3 都道府県知事は、その行う国民健康・栄養調査の実施のために必要があるときは、国民健康・栄養調査員を置くことができる。

(第十二条関係)

4 国は、国民健康・栄養調査に要する費用を負担すること。

(第十三条関係)

5 国民健康・栄養調査のために集められた調査票は、調査の目的以外の目的のために使用してはならない。

(第十四条関係)

6 国及び地方公共団体は、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基礎資料として、国民の生

活習慣とがん、循環器病その他の政令で定める生活習慣病（以下単に「生活習慣病」という。）との
相関関係を明らかにするため、生活習慣病の発生の状況の把握に努めなければならないこと。

（第十六条関係）

九 保健指導等

1 市町村は、住民の健康の増進を図るため、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准
看護師、管理栄養士、栄養士、歯科衛生士その他の職員に、栄養の改善その他の生活習慣の改善に関
する事項につき住民からの相談に応じさせ、及び必要な栄養指導その他の保健指導を行わせ、並びに
これらに付随する業務を行わせるものとする事。 （第十七条関係）

2 都道府県、保健所を設置する市及び特別区は、次に掲げる業務を行うものとする事。

(1) 住民の健康の増進を図るために必要な栄養指導その他の保健指導のうち、特に専門的な知識及び
技術を必要とするものを行う事。

(2) 特定かつ多数の者に対して継続的に食事を供給する施設に対し、栄養管理の実施について必要な
指導及び助言を行う事。

(3) (1)及び(2)に付随する業務を行うこと。

(第十八条関係)

3 都道府県知事は、2に規定する業務(1)及び(3)に掲げる業務については、栄養指導に係るものに限る。()を行う者として、栄養指導員を命ずるものとする。

(第十九条関係)

十 特定給食施設等

1 特定給食施設(特定かつ多数の者に対して継続的に食事を供給する施設のうち栄養管理が必要なものとして厚生労働省令で定めるものをいう。以下同じ。)を設置した者は、その事業の開始の日から一月以内に、その施設の所在地の都道府県知事に、厚生労働省令で定める事項を届け出なければならぬこと。

(第二十条関係)

2 特定給食施設であつて特別の栄養管理が必要なものとして厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が指定するものの設置者は、当該特定給食施設に管理栄養士を置かなければならないこと。

(第二十一条第一項関係)

3 2以外の特定給食施設の設置者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該施設に栄養士又は管理栄養士を置くように努めなければならないこと。

(第二十一条第二項関係)

4 2又は3の特定給食施設の設置者は、厚生労働省令で定める基準に従って、適切な栄養管理を行わなければならないこと。
(第二十一条第三項関係)

5 都道府県知事は、特定給食施設の設置者に対し、2又は4による栄養管理の実施を確保するため必要があると認めるときは、当該栄養管理の実施に関し必要な指導及び助言をすることができること。

(第二十一条関係)

6 都道府県知事は、2に違反して管理栄養士を置かず、若しくは4の規定に違反して適切な栄養管理を行わず、又は正当な理由がなくて5の栄養管理をしない特定給食施設の設置者があるときは、管理栄養士を置き、又は栄養管理を行うよう勧告をすることができるものとし、当該勧告を受けた特定給食施設の設置者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該特定給食施設の設置者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができること。

(第二十三条関係)

7 都道府県知事は、2又は4による栄養管理の実施を確保するため必要があると認めるときは、特定給食施設の設置者若しくは管理者に対し、その業務に関し報告をさせ、又は栄養指導員に、当該施設

に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができること。

(第二十四条関係)

十一 受動喫煙の防止

学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店その他の多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙（室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。）を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならないこと。

(第二十五条関係)

十二 特別用途表示及び栄養表示基準

1 販売に供する食品につき、乳児用、幼児用、妊産婦用、病者用その他厚生労働省令で定める特別の用途に適する旨の表示（以下「特別用途表示」という。）をしようとする者は、厚生労働大臣の許可を受けなければならないこと。

(第二十六条関係)

2 厚生労働大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、当該職員に特別用途食品の製造施設、貯蔵施設又は販売施設に立ち入らせ、販売の用に供する当該特別用途食品を検査させ、又は試験

の用に供するのに必要な限度において当該特別用途食品を収去させることができること。

(第二十七条関係)

3 本邦において販売に供する食品につき、外国において特別用途表示をしようとする者は、厚生労働大臣の承認を受けることができること。
(第二十九条関係)

4 販売に供する食品(特別用途食品を除く。)につき、栄養表示(栄養成分(厚生労働省令で定めるものに限る。以下同じ。))又は熱量に関する表示をいう。以下同じ。)をしようとする者及び本邦において販売に供する食品であつて栄養表示がされたもの(3の承認を受けた食品を除く。)を輸入する者は、厚生労働大臣の定める栄養表示基準(以下単に「栄養表示基準」という。)に従い、必要な表示をしなければならないこと。
(第三十一条関係)

5 厚生労働大臣は、栄養表示基準に従つた表示をしない者があるときは、その者に対し、栄養表示基準に従い必要な表示をすべき旨の勧告をすることができるものとし、その勧告に従わない者があるときは、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができること。
(第三十二条関係)

十三 その他

国民健康・栄養調査に関する事務に従事した公務員、研究所の職員若しくは国民健康・栄養調査員又はこれらの職にあつた者が、その職務の執行に関して知り得た人の秘密を正当な理由がなく漏らしたとき等に対する罰則について必要な規定を設けること。

(第三十六条から第三十九条まで関係)

第三 施行期日等

一 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。ただし、第二の七の三については、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(附則第一条関係)

二 栄養改善法は、廃止すること。

(附則第二条関係)

三 この法律の施行の際現に存する特定給食施設の設置者は、この法律の施行の日から三月を経過する日までの間は、届出をしないで、引き続きその事業を行うことができること。

(附則第三条関係)

四 その他この法律の施行に関し必要な経過措置を定めるとともに、関係法律について所要の改正を行うこと。

(附則第四条から附則第二十一条まで関係)